

別紙（第5条関係）

北部広域市町村圏事務組合公告第1号

令和8年10月8日

公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び北部会館駐車場改修工事に関する公募型指名競争入札実施要領（令和8年告示第9号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

北部広域市町村圏事務組合
理事長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工 事 名	北部会館駐車場改修工事
2	工 事 の 種 類	舗装工事
3	施 工 場 所	名護市宇茂佐の森地内
4	工 期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年1月15日（金）
5	概 要	土工、舗装工、付帯工、撤去工 一式
6	入 札 日 時	令和8年10月29日（木）14時00分
7	入 札 場 所	沖縄県名護市宇茂佐の森5丁目2番地7 北部会館3階会議室
8	予 定 価 格 （消費税込）	14,245,000円
9	最低制限価格	設定する
10	入 札 保 証 金	免除
11	契 約 保 証 金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申 請 書 提 出 期 限	令和8年10月19日（月） 正午
13	工事内容に関する 質 問 締 切 日	令和8年10月23日（金） 正午
14	質問に対する回答	令和8年10月26日（月）
15	指 名 通 知 日	令和8年10月22日（木）
16	担 当 課	総務課（担当：津波古・比嘉）

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 北部12市町村のいずれかの市町村において、舗装工事の入札参加資格を有する者。
- ② 北部12市町村内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- ③ 建設業法第3条第1項の規定による舗装工事業の許可を受けていること。
- ④ 前年度繰越により継続して本組合発注の工事を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑥ 配置しようとする技術者について、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があり、舗装工事に係る主任技術者となり得る資格を有する者であること。
- ⑦ 入札日までの間に、北部12市町村のいずれかの指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑧ 北部12市町村の指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑨ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑩ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑫ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑬ 平成28年4月1日から入札公告日までに、国又は地方公共団体が発注した舗装工事を元請として施工し、完成・引渡しを完了した実績を1件以上有する者。

3 配付資料

- ① 公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年10月8日（木）から令和8年10月19日（月）正午までに提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）
- ② 北部12市町村のいずれかにおいて、舗装工事の入札参加資格を有することを確認できる書類の写し
- ③ 北部12市町村内に本店、支店又は営業所等を有することを確認できる書類の写し
- ④ 配置予定技術者に係る書類 配置予定技術者の雇用確認ができる書類、資格者証の写し及び専任技術者証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し
- ⑤ 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ⑥ 国又は地方自治体が発注した舗装工事の施工実績を証明できる書類（CORINS登録内容確認書又は契約書等の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たす者については、令和8年10月22日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。

当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っている判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを理事長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当部局まで提出してください。